

平成 22 年 10 月 4 日

公認会計士・監査審査会

第8回監査監督機関国際フォーラム(マドリッド会合)について
Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第8回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。

記

1. 日程・開催場所

平成 22 年 9 月 27 日(月)～9 月 29 日(水)

スペイン・マドリッド

2. 参加者

➤ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

計 37 カ国・地域

なお、タイ、トルコ、マレーシアが今回の会合において初めて参加した。

➤ オブザーバー

証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、公益監視委員会(PIOB)、欧州委員会(EC)

計 4 国際機関

➤ 議長

スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁(AFM)事務局長

3. 主な議題

- IFIAR の活動に関する事項
- IFIAR コア・プリンシプル
- 投資家代表と6大監査ネットワークとの対話 等

4. 次回会合

平成 23 年 4 月 11 日(月)～13 日(水) カイロ(エジプト)

プレスリリース (仮訳)

監査監督機関国際フォーラム会合
2010年9月27-29日 於マドリッド

会合のハイライト

- ・ 監査監督国際フォーラム (IFIAR) メンバーは、提案された独立監査監督機関に関する IFIAR コア・プリンシプルについて議論を行った。また、エジプトで開催される 2011 年 4 月の会合での当該プリンシプルの最終化を見込んでいる。
- ・ IFIAR メンバーは、監査人と投資家との間のコミュニケーションや監査法人におけるガバナンス及び透明性の向上について議論するため、投資家代表及び6大監査ネットワークのグローバル CEO との合同会議を開催した。
- ・ IFIAR メンバーは、アブダビで開催された前回の IFIAR 会合で提起された事項への対処に関する進捗について6大監査ネットワークのグローバル CEO と議論した。
- ・ IFIAR メンバーは、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 議長に対し、各々が設ける基準に関するインプットを行った。

2010年9月27から29日に、37ヶ国・地域の独立監査監督機関が、IFIARの第8回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細については、IFIARのウェブサイトwww.ifiar.orgを参照されたい。タイ証券取引委員会 (SEC)、トルコ資本市場理事会 (CMB) 及びマレーシア監査監督委員会 (AOB) が初めて参加した。

本会合は、スペインの監査監督機関 (スペイン会計監査機関 (ICAC)) の主催により行われた。本会合では、IFIAR 議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁 (AFM) 事務局長及び IFIAR 副議長ポール・ジョージ英財務報告評議会 (FRC) 検査局長が議長を務めた。

証券監督者国際機構 (IOSCO)、公益監視委員会 (PIOB)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 及び欧州委員会 (EC) の代表もオブザーバーとして参加し、監査に関連する各々の活動状況について報告を行った。また、メンバーは、金融安定理事会 (FSB) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) からも、各々の監査に関連する活動状況について、報告書を受け取った。

IFIAR メンバーは、独立監査監督機関に関するコア・プリンシプルの導入について議論を行った。議論は、提案されたコア・プリンシプルの目的、範囲及び位置付けを対象に行われた。提案されたコア・プリンシプルは、監査人

及び/又は監査法人に対する独立した検査の実施を含め、グローバルに監査の品質を向上させることにより、公益を図り、投資家保護を向上させるため、憲章に規定されている IFIAR メンバーに共有されている共通の目的を促進することを意図したものである。提案されたコア・プリンシプルは、(i) 監査監督の構造、(ii) 監査監督当局の運営、(iii) 検査プロセスに係るプリンシプル、の分野を対象としている。提案された IFIAR コア・プリンシプルは、ハイレベルでの策定を意図したものであり、メンバーを拘束するものではない。しかしながら、メンバーは、ローカルでの要求事項や立法に従いつつ、自らの管轄地域においてこれらの提案されたコア・プリンシプルを遵守することが奨励される。IFIAR メンバーは、提案されたコア・プリンシプルの基本的方向性について幅広い支持を表明し、また、今回の IFIAR 全体会合において、提案された独立監査監督機関に関するコア・プリンシプルについて最終合意に至るよう、今後要する作業の焦点について合意した。

IFIARメンバーは、2011年における管理リソースの提供に係る予算と当該予算から導かれる年会費について合意した。また、メンバーは、IFIARの外部とのコミュニケーションの促進についても合意した。これには、より広範な活動報告書の作成や2011年から開始する個々のメンバーの役割や機能を記載したメンバー・プロフィールの公表のほか、モニタリング・グループ¹におけるIFIARの役割や個々のメンバーによる監査基準設定機関に対するインプットをどのように促進するかについての更なる検討が含まれる。

IFIARメンバーは、GPPC (Global Public Policy Committee²) に属さない監査法人に対するIFIARの役割について議論を行った。IFIARは、非GPPCである監査法人による貢献が監査品質の信頼性につながることを認識した。IFIARメンバーは、今回の検査ワークショップにおいて、社会的影響度の高くない事業体 (non-public interest entity) に対する監査監督について議論を行うことに合意した。また、メンバーは、GPPCが多くの市場において顕著なプレゼンスを示していることを踏まえ、IFIARの監査業界との相互の意思疎通における優先事項は、現状においては、GPPCのレベルに留まることにも合意した。非GPPCである監査法人との相互の意思疎通の程度については、引き続き今後の会合において更に検討される。

IFIARにおける投資家との継続的な対話において、投資家代表から、(i) 監査法人間での選択の改善、(ii) 監査規制の範囲と焦点の改善、(iii) 監査報告書の改善、の3つの事項が提起された。当該対話には、ヘルベン・エバーツ氏 (Eumedion)、引頭麻実氏 (大和総研)、ガイ・ジョブ氏 (スタンダード・ライフ・インベストメンツ) 及びジェフ・マホーニー氏 (米国機関投資家協

¹ モニタリング・グループは、国際的な監査品質に関連した分野での公益の向上にコミットした国際的な規制機関及び関連組織からなるグループである。バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、金融安定理事会 (FRB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、欧州委員会 (EC) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) で構成されている。IFIARは、モニタリング・グループのオブザーバーである。

² GPPCは、6大監査ネットワークで構成されている。

会)が参加した。上記の事項に関する投資家側によるプレゼンテーションに続き、提起された問題についての議論が行われた。

また、IFIAR は、投資家代表と、BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG 及びプライスウォーターハウスクーパーズの国際ネットワークのグローバル CEO が参加するセッションも設けた。当該セッションにおいて、グローバル CEO と IFIAR メンバーは、投資家代表により提起された 2 つの問題：監査報告書の改善と監査法人のガバナンス及び透明性の向上、について議論を行った。

IFIAR メンバーは、投資家との継続的な対話が重要であること、及び提起された問題について更に検討することに合意した。

IFIAR メンバーは、IFIAR と国際ネットワークとの対話に関する次の段階についてグローバル CEO と別途議論を行った。これには、2010 年 3 月のアブダビ会合において IFIAR が提起した、メンバーの検査活動を通じて表面化した問題への対処に関する国際ネットワーク側の進捗についての議論を含む。具体的には、懐疑心、グループ監査、業務品質管理レビュー (Engagement quality control reviews) 及び収益認識である。アブダビ会合以降、国際ネットワークの参加者は、各々、これらの問題に対処するための計画を IFIAR に報告してきた。国際ネットワークが、これらの計画の遂行状況について IFIAR に適時最新の情報を提供することが合意された。グローバル CEO は、専門家としての判断のための枠組みに係るペーパーを提示した。IFIAR メンバーは、投資家代表によって提起された問題に対する監査法人側の対応について、グローバル CEO と議論を行った。

IFIAR メンバーは、検査による把握事項も含めた最近の国内の動向について相互に報告を行った。複数のメンバーが、現在の経済危機によってもたらされる監査報酬への圧力が監査品質に影響を及ぼしかねないというインプリケーションについて懸念を示した。

複数の IFIAR メンバーが、最近報告されたレポートを紹介した。監査業務レベルに関し検査において把握された事項の事例は以下を含む：

- ・ 職業的懐疑心の実行に関する懸念
- ・ 不正リスクに対する認識と対応
- ・ 減損の監査
- ・ 非監査サービスの提供や監査人の独立性を脅かす他の事項

監査法人レベルで把握された事例としては、業務品質管理レビュー、法人の内部検査プロセス及び法人のインセンティブ構造に関連したものであった。

メンバーは、一部の監査法人における地域的な構造の見直しが監査監督者の業務に及ぼす影響についてのペーパーについて議論を行った。

国際協力に関し、IFIAR メンバーは、情報共有に関する一般的な議論のほか、検査報告書に係る情報共有の最善の方策について議論を行った。

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 議長であるアーノルド・シルダー教授は、IAASB の業務及び国際監査基準 (ISA) 適用モニタリングについてプレゼンテーションを行った。IFIAR メンバーは、IAASB 基準設定に対する検査を踏まえたフィードバックをどのように改善するのかについて議論を行った。また、IFIAR メンバーは、監査報告書に関する国際監査基準 (ISA700) 及び内部監査人の業務の利用に関する国際監査基準 (ISA610) に係る問題も取り上げた。メンバーは、品質管理レビューの取組みにおける監査品質の向上のための IAASB の計画について議論を行った。最後に、メンバーは、国際的な監査実務に関するステートメント“複雑な金融商品の監査における特別な考慮” (IAPS1000) に関するプロジェクトについて議論を行った。

ケン・ダクダック国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) 議長は、IESBA の現在の活動に加え倫理規程の状況についてより詳しく報告した。メンバーは、ダクダック氏とネットワークファームの定義の一貫した適用及びグループ監査における倫理規程の適用について議論を行った。特に、国際監査基準“内部監査人の業務の利用” (ISA610) の改定案に関連した、監査チームのメンバーに係る独立性の要件についての議論も行われた。

IFIAR は、次回検査ワークショップを、米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の招待により、2011年2月23日から25日までワシントン D.C. にて開催することに合意した。ワークショップの開催形式は変更せず、主となるワークショップと新しい IFIAR メンバーを対象とした半日のオリエンテーション・ワークショップで構成される。

次回会合は、エジプト金融監督局の監査監督委員会 (AOB) の招待により、2011年4月11日から13日にエジプトで開催する。